

「スポーツ少年団認定育成員」資格認定要領

広島県スポーツ少年団

第1条 この要領は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者（スポーツリーダーを除く）資格を保有するスポーツ少年団登録指導者を「スポーツ少年団認定育成員」として認定するために定めるものである。

第2条 認定の条件は、次の各号全てに該当する者で、所属市町スポーツ少年団本部長の推薦を受け、広島県スポーツ少年団がその活動内容を審査し、「スポーツ少年団認定育成員」として適格であると認めた者とする。

- (1) 認定申請年度において、スポーツ少年団指導者として登録している者
- (2) 次のいずれかの公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を有している者（指導者登録を行っている者）
 - ① ジュニアスポーツ指導員
 - ② 指導員、上級指導員
 - ③ コーチ、上級コーチ
 - ④ 教師、上級教師
 - ⑤ スポーツプログラマー
 - ⑥ フィットネストレーナー
 - ⑦ スポーツドクター
 - ⑧ アスレティックトレーナー
- (3) 認定申請年度内に広島県スポーツ少年団が開催及び指定する指導者研修会又は講習会を受講した者

第3条 認定を希望する者は、当該年度の1月31日までに所定の申請書により広島県スポーツ少年団本部長に申請するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。